

久留米市住宅リフォーム助成事業 補助金「チェックリスト」

<交付申請時>

申請者 チェック	必 要 書 類	備 考
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書	市の様式
<input type="checkbox"/>	市税に滞納がないことの証明書（直近年度分） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 税収納推進課(本庁舎地下1階)・各総合支所市民福祉課・各市民センターで交付を受けてください。 ◇ 手数料200円がかかります。 ◇ 同一世帯でない場合は、委任状が必要です。 ◇ 業者による代行申請も可能ですが、委任状が必要となります。 ◇ 申請をする際、窓口に来た人の本人確認書類が必要です。 (業者代行申請の場合も同様です) その他詳しい内容は、税収納推進課 (0942-30-9005) にお尋ねください。	
<input type="checkbox"/>	リフォームに係る見積書及び工事内訳が記載された書類等の写し	
<input type="checkbox"/>	補助金算定表	市の様式
<input type="checkbox"/>	リフォーム部分の施工前の写真	
<input type="checkbox"/>	リフォームを行う住宅の位置図（住宅地図の写しで可）	
<input type="checkbox"/>	委任状（代理申請の場合）【押印必要】	市の様式
<input type="checkbox"/>	リフォーム事業者が市内に事業所を有することを示す書類（事業所証明書） ※ 見積書等で確認できる場合は不要	
<input type="checkbox"/>	その他必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 製品カタログ、又はメーカー発行の性能証明書等 (補助金対象工事一覧に定める性能を有していることがわかるもの) 対象となる工事項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 天井裏、床、壁の断熱改修 ・ 高断熱浴槽の設置（ユニットバス等の型番を記したもの） ・ 和式から洋式への便器の変更 ・ 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 ◇ 性能・機能比較表 対象となる工事項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 高断熱浴槽の設置 ・ 床材等の変更 ◇ 借家の場合は、家主の承諾書 	

【 注意事項 】※ 必ずお読みください。

■ 写真撮影時の注意事項

- 申請する項目・箇所ごとに工事着工前の写真を添付してください。工事着工前の状況が確認できない場合、補助の対象となりません。
- 「外窓の交換」、「ガラス交換」については、既存のガラスが単板とわかるように撮影してください。
- 「段差解消」、「廊下幅の拡張」等、補助要件として寸法の確認が必要なものは、スケール等をあてて寸法が分かるように撮影してください。

■ その他注意事項

- 申請書は、市役所13階住宅政策課にご持参ください。
- 申請は、必ず工事着工前に行ってください。交付決定前に着工したものは補助の対象なりません。
- 交付決定に4週間程度時間がかかりますので、着工日は時間的余裕を持って設定してください。
- 書類に不備がある場合は、受付いたしません。
- 申請書一式に本チェックリストを添えて提出してください。